

平成 30 年 8 月 29 日

グレーゾーン解消制度に係る事業者からの照会に対し回答がありました ～遊技場における「街なか防災備蓄プロジェクト」の周知について～

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」において、遊技場における「街なか防災備蓄プロジェクト」の周知に関する照会に対して、回答がありました。

1. 「グレーゾーン解消制度」の活用結果

今般、事業者より、以下の通り、照会がありました。

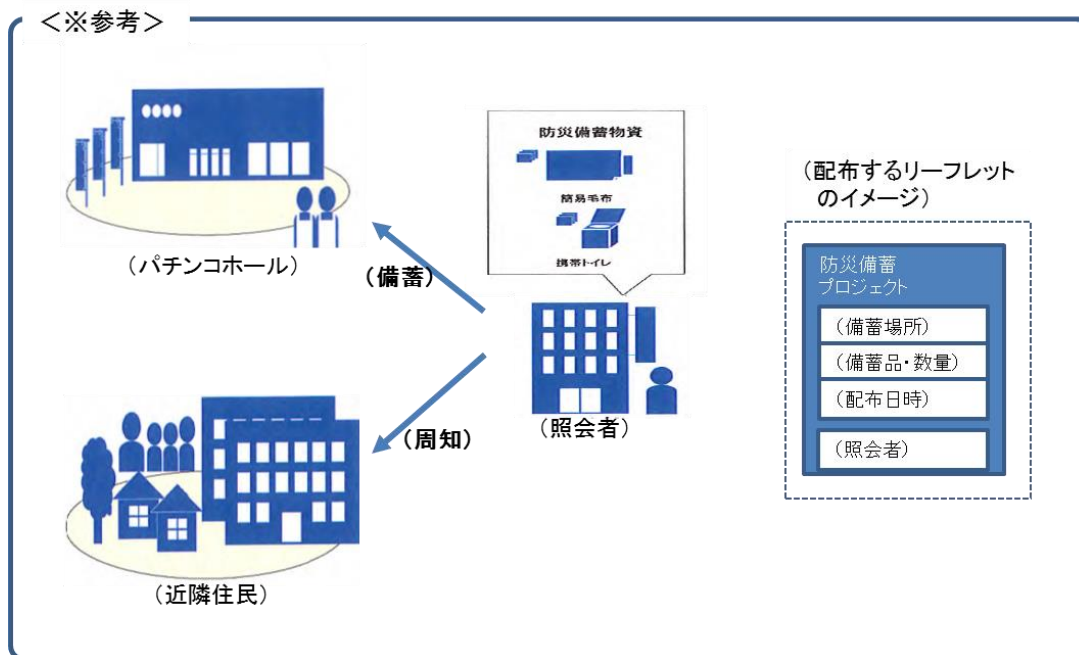
- ・民間の「防災啓発活動」として、携帯トイレ・簡易毛布等の防災物資を遊技場（パチンコホール）に備蓄し、その備蓄場所を近隣住民等に周知することを目的に、防災グッズの無料頒布等を行うことを計画しており、そのため「日付」や「遊技場名」を記載したリーフレット等の配布を行うことが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、「風営適正化法」という。）第16条に規定する「広告及び宣伝の規制」に抵触するか否か。

風営適正化法を所管する国家公安委員会に確認した結果、以下の回答がなされました。

- ・風営適正化法第16条は、風俗営業者が、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝を行うことを禁止しており、広告及び宣伝に含まれる要素、目的にかかわらず、その内容が、著しく射幸心をそそるおそれのある行為が行われていること又は風営適正化法違反の疑いのある行為を行っていることをうかがわせる場合は、同条による規制の対象となる。
- ・「日付」及び「遊技場名」を記載したリーフレットの配布によりこれを周知する場合には、当該リーフレットの内容が、
 - ・入賞を容易にした遊技機の設置をうかがわせる表示
 - ・大当たり確率の設定変更が可能な遊技機について設定状況等をうかがわせる表示
 - ・賞品買取行為への関与をうかがわせる表示
 - ・遊技客が獲得した遊技球等の数を示し、これに付随して賞品買取所における買取価格等を直接的又は間接的に示す表示
 - ・著しく多くの遊技球等の獲得が容易であることをうかがわせる表示
 - ・風営適正化法第19条の遊技料金等の規制に違反する行為が行われることを直接的又は間接的に示す表示
 - ・遊技の結果について客の技量により差異が生じる余地をなくしていることをうかがわせる表示

に該当しないなど、同条にいう「清浄な風俗環境を害するおそれのある方法」で広告又は宣伝を行ったものと認められないようなものであれば、同条による規制の対象とはならない。

これにより、「日付」や「遊技場名」が記載されているという理由のみをもって、直ちに風営適正化法第16条の規制の対象となるわけではないことが明らかになりました。



2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管機関への長への確認を経て、照会された事業内容について、規制の適用の有無を回答するものです(本件の場合、事業所管官庁は経済産業省、規制所管機関は国家公安委員会となります)。

なお、本制度に係る回答は、確認を求める対象となる法令(条項)を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提として、現時点における見解を示したものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局 生活製品課長 杉浦

担当者:大木、松田

電話:03-3501-1511(内線 3761~3764)

03-3501-9255(直通)

03-3501-0316(FAX)

(本制度のお問い合わせ先)

経済産業政策局 新規事業創造推進室長 佐々木

担当者:黒藪、三牧

電話: 03-3501-1511(内線 2536~9)

03-3501-1628(直通)

03-3501-8264(FAX)